

会 議 所 ニ ュ ー ス

ホームページアドレス <http://www.beppu-cci.or.jp/>



別府八湯温泉まつり

目 次

- 別府商工会議所青年部通常総会を開催 2
- 入所者のお知らせ 2
- 別府商工会館 貸会議室・DM発送サービス 3
- 会員支え愛サービス（DM発送サービス）のご案内 3
- 中小企業相談所のご利用案内 4
- 無料相談会のお知らせ 4
- マル経融資制度のご案内 4
- べっぶ創業塾のお知らせ 5
- ジョブカフェおおいた別府サテライト出張相談会を開催 6
- 「パートナーシップ構築宣言」へのご参加について 6
- 別府市知的財産権取得促進事業補助金のご案内 6
- 別府商工会議所は会員事業所を応援します
 - Tokusuto トクスト お得なストア 8
 - おひさま道 8

別府商工会議所

〒874-8588

大分県別府市中央町7-8



別府CCIのHP

TEL:0977-25-3311 FAX:0977-26-2232

URL:<http://www.beppu-cci.or.jp/>

E-Mail:webmaster@beppu-cci.or.jp

別府商工会議所青年部 通常総会を開催

4月25日、当所青年部の通常総会をホテル別府パストラルにて開催した。総会には73名（委任状含む）が出席。総会では、第1号議案事業報告、第2号議案収支決算報告、第3号議案役員選任、第4号議案事業計画、第5号議案青年部規則入会規程改定、第6号議案収支予算、第7号議案公式ポロシャツの製作の全てについて承認された。なお、令和6年度執行部は次のとおり。

- 会 長 三浦 貴雅
- 共立クリンサービス 有限会社
- 直前会長 畠崎 俊秀
- MARSE
- 副会長 河内 由揮
- 株式会社 やまよし
- 副会長 山本 和裕
- 有限会社 別府電材
- 副会長 木村 鉄兵
- 有限会社 木村写真場



令和6年度
青年部会長の三浦貴雅氏

- 副会長 下郡 拓人
- 株式会社 クリーン・アップ
- 副会長 岩本 博史
- 大分みらい信用金庫
- 専務理事 幸 康史
- 株式会社 幸建設

別府商工会議所青年部で一緒に活動しませんか？

青年部と一緒に活動するメンバーを募集しています。活動は、自己研鑽、異業種間ビジネス交流、地域貢献に関することなどです。入会の条件などに関しては、青年部事務局（25-3311）までお問い合わせください。



メルマガ登録のご案内

当所では、会議所事業や各種制度、施策、セミナーなどタイムリーな情報提供を目的に月2回（原則1日と15日）「メールマガジン」を配信しています。

配信を希望される会員事業所は、HPお問い合わせフォームにて、必須事項および問い合わせ内容には「メールマガジン配信希望」を記載し、送信してください。

いただいた情報は、当所からの事業案内にあつてのメール配信のみ使用します。



おおいた中小企業 支援ポータル

【掲載情報】

大分県は、中小企業を支援するため、国、県、市の補助金・助成金等支援策をまとめた中小企業支援ポータルサイトを運営しています。

補助金や支援施策等をお探しの方は是非こちらをご利用ください。

1. 補助金・融資制度の紹介
2. 相談・セミナーなど各種サービス紹介
3. 県がおこなっている取組の紹介 など



入所者のお知らせ

【入所者】令和6年4月1日付
中小企業相談所

経営指導員 安部 大輔



経営指導員 藤原 一晶



【ジョブカフェおおいた
別府サテライト
相談員 佐藤 秀一



よろしくお願ひします。

別府商工会館貸会議室ご利用料金

会議、講習会等でご利用いただけます。
(プロジェクター、スクリーン等の設備のご利用込み料金)
詳細は当所HPもしくは電話にてご確認ください。



区分	面積 (㎡)	定員 (人)	円/時間 (消費税込)		
			会員	テナント	非会員他
大会議室	175	90	3,300円 (うち消費税額10%300円)	2,970円 (うち消費税額10%270円)	4,070円 (うち消費税額10%370円)
小会議室	76	45	3,300円 (うち消費税額10%300円)	2,970円 (うち消費税額10%270円)	4,070円 (うち消費税額10%370円)

『会議所ニュース』DM発送サービスご利用料金

	会員事業所 (税込)	非会員事業所 (税込)
料 金	33,000円 (うち消費税額10% 3,000円) ※1事業所あたり約15円	49,500円 (うち消費税額10% 4,500円) ※1事業所あたり約22.5円

【問合せ先】

別府商工会議所総務部
TEL: 25-3311

【お申込み・問い合わせ】
別府商工会議所総務部
〒874-8588
別府市中央町7-8
TEL .. 25-3311
FAX .. 26-2232

添えて、同封希望月の前月10日までにFAXまたは郵送にてお申し込みください。
(詳細はHPにてご確認ください)

会員支え愛サービス (DM 発送サービス) のご案内

【申込方法】
指定の申込書に必要事項を記入し、チラシのサンプルを添えて、同封希望月の前月10日までにFAXまたは郵送にてお申し込みください。
(詳細はHPにてご確認ください)

【無料サービス期間】
令和6年11月号

会議所ニュースへのチラシ折込料の通常33,000円(税込)を無料とします。

「もしも」や「まさか」に備えて安心！ 商工会議所の

生命共済制度

役員および従業員の福利厚生にご活用いただけます。

特長

- 病気・災害による死亡、事故による入院を365日24時間保障。
- 医師の診査なしで簡単にお申し込みいただけます。
※健康状態の告知が必要です。
- 掛金は全額損金または必要経費に計上できます。
※記載の税務の取扱は、2021年11月現在の税制に基づくもので、将来において保証するものではありません。
- 余剰金があれば配当金として還元されます。
- 商工会議所独自の給付制度(祝金・見舞金など)もあります。
※一部の商工会議所では本制度を設けていない場合があります。本制度の有無は最寄りの本共済実施商工会議所にご確認ください。

※不正行為や不法行為があった場合、保険金・給付金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
※この制度は商工会議所が生命保険会社と締結した「(福祉)団体定期保険契約」に基づいて運営されます。

商工会議所では、本制度のほかにも会員事業者を様々な事業活動リスクからお守りする各種保険制度を取り扱っております

全国商工会議所ビジネス総合保険制度
会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレダブりを解消し、一本化にご加入できます。

業務災害補償プラン
多様化・複雑化の傾向にある「労災事故」から会員企業と従業員をお守りします。

従業員の退職金を、計画的に積み立てる商工会議所の

特定退職金共済制度

退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。

- POINT 1 掛金は、従業員1人につき月額1,000円(1口)から30,000円(30口)まで1,000円刻みで設定できます。
- POINT 2 過去勤務期間の通算の取扱ができます。
※一部の商工会議所では本取扱を設けていない場合があります。本取扱の有無は最寄りの本共済実施商工会議所にご確認ください。
- POINT 3 退職給付金・遺族給付金・退職年金のいずれかが従業員ご本人(またはご遺族)に直接給付されます。
- POINT 4 国の制度(中小企業退職金共済制度)との重複加入も認められています。
- POINT 5 事業主が負担する掛金は全額損金または必要経費に計上できます。
※記載の税務の取扱は、現在の税制に基づくもので、将来において保証するものではありません。

この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合は全従業員を加入させなければなりません。なお、期間を定めて雇われている者、試用期間中の者、季節的な仕事の為に雇われている者、パートタイマー、休職中の者、非常勤の者などは加入させなくてもさしつかえありません。

※この制度は商工会議所が生命保険会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて資産運用されます。

お問合せ先 別府商工会議所 TEL 25-3311

※本制度のお見積り、ご加入手続きは「制度引受保険会社」にお問合せください。
※本広告は、制度概要を示したものです。詳細および「制度引受保険会社」は最寄りの本共済実施商工会議所にご確認ください。

中小企業相談所の ご利用案内



当所では小規模事業者、個人事業主の方を対象に経営指導員が金融、経理、税務、法律などを皆様の経営に関する様々なご相談にお応えし、経営に役立つ情報の提供などを行っております。

◇経営相談

経営分析の仕方や経営計画の立て方、経営改善の方法など

◇融資あつせん

無担保、無保証人の「小規模事業者経営改善資金」(マル経融資)を始め、各種の国県、市の制度資金の融資のあつせんなど

◇税務記帳指導

青色申告の手續、記帳、決算の仕方、確定申告の手續きなど所得税を始め各種の税金のことについて

◇法律相談

経営上の法律的問題について、専任の弁護士が相談に応じています。

その他にも多岐にわたりますので、ご利用ください。

△問い合わせ△

別府商工会議所
中小企業相談所
TEL・25-3311

無料相談会のお知らせ

当所では、税務や法律上の問題に対して、税理士や弁護士がアドバイスをを行う相談会を実施しています。問い合わせは、中小企業相談所25-3311まで

◇法律相談

日時 毎月第3水曜日
14:00～16:00
(要予約)

場所 別府商工会議所
会議室

内容 商売上の債権回収や契約トラブルなどに関する相談

相談料 無料(1組30分)

◇税務相談

日時 随時(要予約)
場所 当所提携税理士事務所

相談料 無料

◇創業相談

日時 随時(要予約)
場所 当所提携行政書士事務所

相談料 無料

マル経融資制度のご案内

【融資対象】
従業員・20人以下の事業所

(宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下)

営業年数：別府市内で1年以上事業を営んでいる方

納税：所得税、法人税、事業税、市県民税等について、納期の到来している税金を完納している方

経営指導：商工会議所の経営指導を6ヵ月以上受けている方

許認可：許認可を要する事業所はそれを受けていること

業種：商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種であること

【相談の際に必要な書類】

個人：二期分(前期及び前々期)の決算書と確定申告書
金融機関からの借

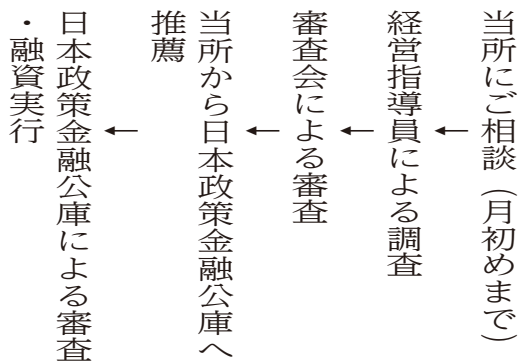
入返済表

法 人：二期分(前期及び前々期)の決算書と確定申告書、試算表

金融機関からの借入返済表

※融資申し込みの際には、これら以外にも準備いただく書類があります。

【融資までの流れ】



【問合せ】

別府商工会議所
中小企業相談所
電話・25-3311



べっぷ創業塾のお知らせ

詳しくはこちら



新たに事業を始める方や、創業間もない方を対象としたセミナーです。
 専門家から創業の基礎知識やビジネスプランの立て方をわかりやすく学べます。
 本事業は別府市による「特定創業支援事業」に指定されています。

日程・カリキュラム

各日9:00~12:00 ※カリキュラムは変更になる場合があります

6月29日(土)	■創業のための基礎知識	■事業アイデアの考え方
7月6日(土)	■事業コンセプトの設定	■価格設定、広告宣伝の方法
7月13日(土)	■個人事業主と法人のちがい ■従業員の雇用、人件費	■販売計画、収益計画の立て方
7月20日(土)	■創業計画書の作成・発表・講評	

会場

別府商工会議所3階(別府市中央町7-8)

※駐車場が満車の場合は、近隣有料駐車場をご利用ください

申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはお問い合わせフォームより6月24日(月)までに申込み下さい

①氏名 ②年齢 ③住所 ④連絡先 ⑤メールアドレス ⑥事業内容
 ⑦創業時期

※お問い合わせフォームの場合、上記必要事項および「べっぷ創業塾
 申込」とご記入の上送信してください。

お問い合わせ
フォーム

定員

10名程度

問い合わせ先 別府商工会議所 中小企業相談所 TEL 0977-25-3311 (東・齊藤)

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
 国の退職金制度です。

- ① 国の退職金制度!
掛金の一部を国が助成します。
- ② 外部積立型でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくは
 ホームページをご覧ください

中退共 検索

ジョブカフェおおいた別府サテライト 出張相談会を開催 (参加費は無料)

別府サテライトでは、就職相談や企業情報、就職支援情報の提供を行うため、毎月ハローワーク別府にて、出張相談会を開催いたします。参加費は無料。
6月の開催日は次のとおり。

▼日時・令和6年

6月20日(木)

13:30~16:30

▼場所・ハローワーク別府
2階会議室

▼対象者・おおむね49歳未満の求職者(学生を含む)とその家族。

※予約がなくてもご相談いただけますが、予約された方を優先致します。

▼問合せ

別府商工会議所

ジョブカフェおおいた

TEL:27-5988



「パートナーシップ構築宣言」へのご参加について

日本商工会議所では、「新たな付加価値の創造による「成長」と、公正・適正な取引や賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環の実現、のため、「パートナーシップ構築宣言」を最重要ツールと位置付け、普及促進と実効性向上に向けた取り組みを推進しています。

「パートナーシップ構築宣言」とは、新たなパートナーシップを構築することを企業の代表者の名前で宣言するものです。事業者の皆さまに「パートナーシップ構築宣言」へのご参加をよろしくお願い致します。

宣言のメリット



- ・「宣言」が公式ポータルサイトで掲載、公表されます
- ・宣言企業は「ロゴマーク」を使用できます
- ・一部の補助金で加算措置が受けられます
- ・SDGsの取組みに寄与します

※概要・ご登録方法の詳細については、下記URLからご確認ください。
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

問合せ

内閣府政策統括官付参事官(産業・雇用担当)付

TEL:03-6257-1540

別府市知的財産権 取得促進事業補助金のご案内

別府市では、新たな製品及び技術の開発等による企業の競争力強化を図るため、市内中小企業者の知的財産権の取得に必要な費用の一部を補助します。

◇対象者

次の①~③の全てを満たすこと。

- ①市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者(個人事業主を含む)
- ②市税に滞納がないこと
- ③市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

◇対象経費

特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願に要する以下の経費

※出願番号通知の発送日と補助対象経費の支払日がいずれも令和6年度であるものに限る。

◇補助率

補助対象経費の2分の1以内(千円未満切捨て)

◇上限額

- ①特許権、実用新案権の出願に係る経費 20万円
- ②意匠権、商標権のみの出願に係る経費 10万円

△申請書類

別府市ホームページからダウンロードできます。

※詳しくは左記二次元バーコードから別府市公式ホームページをご確認ください。

△お問い合わせ

別府市役所 産業政策課
TEL:21-1132



皆様とともに、日本再生・変革に挑戦

厳しい経営環境が続く中、今年度も、令和6年能登半島地震をはじめ全国各地において、自然災害、人為的災害、サイバー攻撃等が数多く発生いたしました。被災されました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

私たちはこれからも、保険事業を通じて、皆様を取り巻く様々な事業活動リスクから大切な会社とかけがえのない従業員をお守りし、イノベーションへの挑戦をサポートしてまいります。

あなたの ナイスパートナー 商工会議所に ご入会ください。

私たちは、地域総合経済団体として、中小企業の活力強化と地方創生、相次ぐ大規模自然災害等からの復旧・復興、経済再生を、全力で応援しています。

※皆様に安心をお届けする商工会議所保険制度は、商工会議所に会員としてご入会いただくことが条件となります。



日常に潜む「もしも」に備えた充実のラインナップ

低廉な保険料でご加入いただける、会員のための商工会議所保険制度

最大
約33%
割引[※]



ビジネス総合保険制度

●事業活動における賠償リスク、災害による事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償します。

- 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化して加入可能
- 賠償責任(生産物、リコール、情報漏えい)、サイバー、施設、事業活動遂行等)リスクを総合的に補償
- 災害(火災、風災、水災、雪災等)による事業休業も補償^(※1)
- 取引先の倒産による連鎖倒産のリスクをカバーする、倒産防止特約を付帯^(※2)

(※1) 東京海上日動にて、引受可能地域において、地震による完全休業損失が補償される地震休業補償特約(休業保険)を付帯可能。また、損保ジャパン・東京海上日動にて、引受可能地域において、地震の揺れにより什器・備品(財産)が破損した場合補償される地震危険補償特約・企業地震特約(財産系(火災保険))を付帯可能。

(※2) 損保ジャパンにて提供(取引先倒産・入金遅延補償特約「あんしん取引マスター特約」)。

最大
約58%
割引[※]



業務災害補償プラン

●多様化・複雑化の傾向にある「労災事故」から会社も従業員もお守りします。

- 労災賠償に備える「使用者賠償責任補償」を標準セット
- [従業員のケガ]と[企業の賠償リスク]にダブルで備えることが可能
- 役員個人の賠償責任も補償
- 政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能^(※1)
- パート・アルバイト、派遣労働者のほか、下請負人も補償対象可能
- パワハラ、セクハラ等による事業者、役員、使用人の法律上の賠償責任を補償(オプション)
- 「健康経営優良法人^(※2)」に認定された事業者に対し、通常の割引後にさらに5%の上乗せ割引を適用
- 建設業の場合、経営事項審査制度の加点対象
- 天災危険を補償する特約(任意付帯)により、業務・通勤中に地震や津波に遭遇してケガをされた場合や死亡された場合も補償可能

(※1) 政府労災保険への加入が必要(使用者賠償責任補償は給付決定後の支払いになります)。精神疾患、脳・心疾患等の病気や自らは政府労災で認定されれば補償可能。

(※2) 従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践している大企業や中小企業等を日本健康会議が認定。



休業補償プラン

●経営者本人とその従業員が、病気やケガで働けなくなった場合に、収入の減少部分を補います。

- 就業外での病気・ケガまで補償(国内外を問わず365日24時間補償)
- 医師の診査が不要で加入手続きが簡単
- 天災(地震・噴火・津波等)によるケガも補償
- 入院中のみならず、就業不能で医師の治療を受けている場合も補償
- 家事従事者の方も加入可能
- 1年を超える長期休業の補償もご用意
- 介護の補償もご用意

※一般価格と比較した場合の割引率です。商工会議所のスケールメリットにより、会員割引価格にてご加入いただけます。

引受保険会社	ビジネス総合保険制度	業務災害補償プラン	休業補償プラン
東京海上日動火災保険株式会社	事業活動総合保険	業務災害総合保険	団体総合生活保険
損害保険ジャパン株式会社	事業活動総合保険	事業活動総合保険	所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、傷害総合保険、新・団体医療保険
三井住友海上火災保険株式会社	企業総合賠償責任保険	業務災害補償保険	所得補償保険、団体長期障害所得補償保険
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	企業総合賠償特約セット賠償責任保険	タブビジネス業務災害補償保険(業務災害補償保険)	所得補償保険団体契約(天災危険補償特約(所得補償保険用)セット)GLTD(団体長期障害所得補償保険)
大同火災海上保険株式会社(沖繩県内)	賠償総合保険	業務災害補償保険	—

保険制度HP <https://www.ishigakiservice.jp/>

制度運営 日本商工会議所

お問い合わせ先 各地商工会議所

商工会議所名簿 検索



●上記内容は商工会議所保険制度の概要についてご紹介したものです。各保険の商品名や補償内容、取扱商品は引受保険会社により異なります。保険内容は各保険会社のパンフレットまたは重要事項説明書をご覧ください。詳細は保険約款になりますが、ご不明の点がありましたらお近くの代理店、お問い合わせ先にご連絡ください。●本募集広告は、商工会議所会員向け保険制度の事務管理を行う有限会社石垣サービス(パートナーシップ構築宣言企業)が日本商工会議所の経営協力により作成したものです。●商工会議所では、このほかにも各種共済制度を取り扱っております。また、商工会議所によっては一部の保険制度・特約を取扱っていない場合もあります。詳しくは、お近くの商工会議所にお問い合わせください。●本募集広告は、2024年2月時点の引受保険会社の商品内容をもとに作成しております。

会員サービス事業の一環として、新しく入会していただいた事業所や既存の会員事業所向けに事業所紹介記事を広告掲載しています。

無料で掲載できますので、ビジネスチャンス拡大に是非ご活用ください。

掲載は、お申込み順で、校正は当所にご一願います。また、原則1事業所年1回の掲載に限らせていただきます。

詳細については、企画観光事業部（0977-25-3311）まで。

別府商工会議所は 会員事業所を 応援します!

Tokusuto トクスト お得なストア

代 表：伊藤 昂将

住 所：別府市秋葉町7-24

センチュリーハイツ日名子 1階

T E L : 090-9724-3822

営業時間：10:00~20:00

定休日：無し

別府市流川通りにあるセンチュリーハイツ日名子ビルの1階にこの度、5月10日にオープン致しました。九州各地のコストコから入荷した商品を販売するお店です。コストコの商品が近くで買える！年会費、会員カードも必要ありません。大容量で食べきれないと思うことも多いコストコの商品を小分けにして販売もしています。大分県内で採れた新鮮な野菜もどこよりも安く販売しています。是非一度お店に足を運んでみてください。皆様のご来店お待ちしております。



おひさま道

代 表：衛藤 雅代

住 所：大分県別府市石垣東10丁目2-42

T E L : 09777-75-8568

営業時間：11:00~17:00

(火・水・金・土)

定休日：日、月、木、祝

座席数：4人掛けテーブル×4台

(※今後、席数増加していきます)

駐 車 場：店前：3台、店裏：2台

HPアドレス：<https://ohisamado.thebase.in/>

2013年に創業し、今年で11年目を迎えます。食べるとふわっと笑顔になる、そんなお菓子作りを行っています。事業所の名前にある「おひさま」のように、元気で明るくお客様をおもてなししています。皆様のご来店をお待ちしております。



@OHISAMADOU8

別府商工会議所 新規会員 随時募集中!

別府商工会議所では、地場産業の振興発展と中小企業の経営支援に取り組んでいるところですが、別府地域のさらなる発展のためには組織の強化が必要です。

つきましては、1社でも多くの皆様にご加入いただきたいと存じますので、貴社お取引先、お知り合いで未加入の事業所様をご存じでしたら、是非ご紹介くださいますようお願いいたします。

【加入手続き】

所定の会員加入申込書を当所にご持参いただくかご送付ください。また、係に連絡をいただければお伺いし、ご説明いたします。

【年会費】※入会金無料

個人… 7,000円

法人… 14,000円

※別途規模に応じて特商負担金2,000円を負担いただきます。

【問合せ】

別府商工会議所 会員係

T E L : 251-3311